

石川県公報

平成27年1月13日

第12764号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目

次

告 示		公 告			
○青少年に有害な興行の指定	(少子化対策監室)	1	○特定非営利活動法人の設立認証申請公告(県民交流課)	2	
○青少年に有害な図書等の指定	(同)	1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(同)	3
○地域森林計画の公表	(森林管理課)	2	○都市計画の変更案の縦覧公告	(都市計画課)	3
○地域森林計画の変更の公表	(同)	2			

告

示

石川県告示第8号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害興行

興行の種類	興 行 名	配 給 会 社 名
映 画	痴漢電車 悶絶! 裏夢いじり	オ ー ピ ー 映 画
〃	淫乱巨乳妻の白日夢	〃
〃	肉体懺悔 美人修道女の秘密	新 日 本 映 像
〃	四十路熟女 性処理はヒミツ	オ ー ピ ー 映 画
〃	性の逃避行 夜につがう人妻	新 日 本 映 像
〃	絶倫エロ作家 濡れ悶える愛人たち	新 東 宝 映 画
〃	愛のタリオ (原題) SCARLET INNOCENCE	CJ Entertainment Japan (韓国)

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年1月13日

石川県告示第9号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第42条第1項の規定により、次の図書等を青少年に有害なものとして指定した。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 有害図書等

図書等の種類	図 書 等 名 (ナ ン バ ー)	発 行 所 名
月 刊 誌	シティヘブン北陸版 2015年2月号 (04333-02)	(株)ダブリュエスコーポレーション
〃	N a i N a i プレス北陸 2015年2月号 (06805-02)	電 王 堂 出 版 (株)
隔 月 刊 誌	DOM 2015年2月号 (86663-02)	(株)ザウスマガジン社

付記

ナンバーとは、月刊誌及び単行本にあつては雑誌ナンバーをいう。

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

平成27年1月13日

石川県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により、平成27年4月1日以降10年における能登森林計画区の地域森林計画をたてたので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 縦覧期間

平成27年1月13日から同年2月12日まで

2 縦覧場所

石川県農林水産部森林管理課並びに県央、中能登及び奥能登の各石川県農林総合事務所森林部

石川県告示第11号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により、加賀森林計画区の地域森林計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 縦覧期間

平成27年1月13日から同年2月12日まで

2 縦覧場所

石川県農林水産部森林管理課並びに南加賀、石川及び県央の各石川県農林総合事務所森林部

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつた。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあつた年月日

平成26年12月9日

- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 深田久弥と山の文化を愛する会
- 3 代表者の氏名
大和 謙市
- 4 主たる事務所の所在地
加賀市大聖寺番場町18番地2
- 5 定款に記載された目的

この法人は、深田久弥と山の文化に関する資料を収集・保存・展示し、山の愛好者のみならず広く一般市民に深田久弥と山の文化を啓蒙し、もって山を愛し、自然を愛し、ふるさとを愛する心を醸成し、山の文化の振興と地域住民のふるさとづくりに寄与することを目的とする。

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月10日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 風のいえ
- 3 代表者の氏名
西田 まち子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市窪6丁目257番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、終末期患者等に対して、本当の家族ではない他人同士であっても、共に食卓を囲みその日の思いを語り合う事が出来、かつ、子供たちと交わる機会も積極的に提供することによって、家族のように互いを思いやりながら人生を最終章まで生きることのできる家を運営し、また、それに関心のある人々に開放して、新しい地域社会のあり方を探る事業を展開することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
平成26年12月16日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 七尾鹿島手をつなぐ育成会
- 3 代表者の氏名
出村 範彦
- 4 主たる事務所の所在地
七尾市小島町イ1番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害者（知的障害児を含む。以下「障害者」という。）に対して、日常生活及び社会生活の自立支援に関する事業を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成27年1月13日から同月27日まで縦覧に供する。

平成27年1月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
小松都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	小松都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び小松市都市創造部まちデザイン第 1 課
小松都市計画区域区分	小松市泉町、下牧町、丸内町、三田町、白江町、島町、南陽町、上荒屋町及び下栗津町の各一部	〃